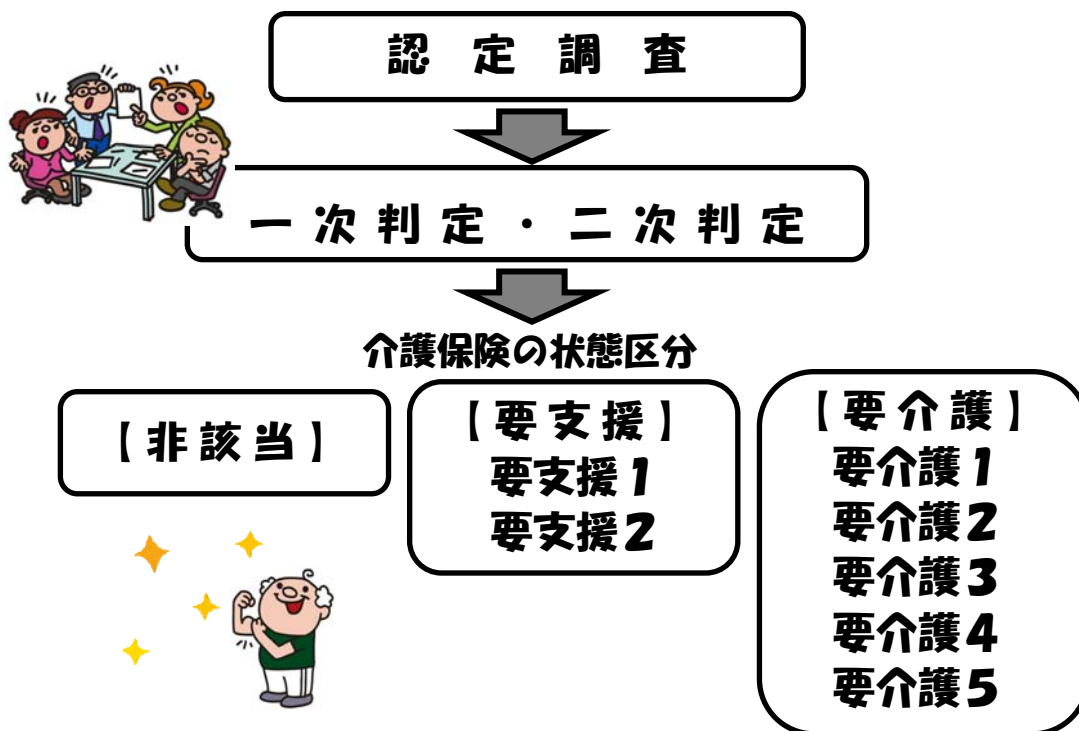


介護を必要とする方の 要介護認定



■介護保険のサービスと限度額

要支援1, 2 要介護1～5と認定された人は、それぞれ月々に利用できる金額に上限が設けられています。

限度額の範囲内でサービスを利用した場合には1割～3割の自己負担で利用できますが、限度額を超えて利用した場合は、超えた分が全額自己負担となります。

■おもな在宅サービスの支給限度額 ■支給限度額が適用されないサービス

状態区分	1～3割で利用できる 限度額
要支援1	5,003円/月
要支援2	10,473円/月
要介護1	16,692円/月
要介護2	19,616円/月
要介護3	26,931円/月
要介護4	30,806円/月
要介護5	36,065円/月

- (介護予防) 居宅療養管理指導
 - (介護予防) 特定施設入居者生活介護
 - (介護予防) 認知症対応型共同生活介護
 - (特定介護予防) 福祉用具販売
 - (介護予防) 住宅改修費支給
 - 地域密着型特定施設入居者生活介護
 - 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ※内容によっては支給限度額が適用される場合もあります。

介護保険の申請区分



状態区分		要介護区分の状態像
自立 (非該当)		介護保険の対象者ではないが、生活機能が低下している虚弱高齢者など、将来的にその危険性が高い人（特定高齢者）。
予防 給付	要支援1	介護が必要とならないよう支援が必要で、次に該当しない人。 ・ 疾病や外傷などで心身の状態が安定していない。 ・ 認知機能や思考および感情に支障があり適切な理解が困難
	要支援2	要支援1の状態よりわずかに低下が見られ、何らかの支援が必要な人。
介護 給付	要介護1	薬の服用、電話の利用など手段的日常生活動作の能力が低下し、部分的な介護が必要な人。
	要介護2	歩行や起き上がりなど、身の回りの日常生活全般に部分的な介護が必要な人。
	要介護3	日常生活および手段的日常生活動作が著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要な人。
	要介護4	移動などの動作を行う能力が著しく低下し、食事や排せつも自分で行うことがほぼ不可能な人。
	要介護5	さらに能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが、ほぼ不可能な人。

●介護予防サービス（予防給付）
介護保険の対象者だが要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い人など。

●介護サービス（介護給付）
介護保険のサービスによって、生活機能の維持・改善を図ることが適切な人など。

申請窓口

本別町総合ケアセンター

本別町地域包括支援センター

☎ (0156) 22-8520

22-9222

本別町西美里別6-15

